

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 小田 武人君

6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。皆さんおはようございます。通告書に従って進めていきますけども、1 番は西祇園橋かけかえ計画についてと。

私は本年 6 月ごろ、かけかえ工事のことについて地域住民の方々から、数名の方から話を聞きました。また、本年 8 月 25 日、総務財政委員会が開催され、所管の議員だけに説明があったようです。このような重要な案件が全議員に、これまでに知らされていたのかどうか、非常に甚だ疑問と思っております。そういう意味で、今回質問をいたします。

西祇園橋かけかえ計画のもと、平成 24 年度より 26 年度にかけて、東町区公民館で工事説明会が 4 回開催され、また、本年 5 月より 6 月のわずか 1 カ月の間に、西祇園橋かけかえのグレードアップのためのワークショップも 3 回開催されています。この計画についてお尋ねいたします。

(1) の祇園橋かけかえ工事は、いつごろから検討されてきたのか。

2 番目の上記工事説明会やグレードアップのためのワークショップの内容について御説明していただきたいですが、時間の関係で、かいつまんでよろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

それでは、要旨 1 の西祇園橋かけかえ計画はいつごろ検討されたかということでお答えいたします。

西祇園橋は昭和 16 年に架橋され、75 年経過し、老朽化が著しく進んでおります。この間、昭和 29 年に拡幅事業がなされ、上部工や下部工の補修も行われてきましたが、交通車両の増大や海岸線による塩害等で橋桁への亀裂や腐食が見られ、安全性が危惧されていきました。

西祇園橋のかけかえ事業は、県の主体工事であり、県からの聞き取りによると平成 21 年度に概略設計を発注し、検討を始めましたと聞いております。

次に、上記説明会やグレードアップのためのワークショップの説明内容でございます。

まず、工事説明会でございますが、県の主催で東町公民館において、4 回開催されております。

第 1 回は、平成 24 年 11 月 30 日に開催し、内容は、地元の協力や了解を得た上で、詳細測量やボーリング調査を実施し、詳細設計を進めたとのことでございます。また、かけかえによる新橋は、現在の西祇園橋の上流側に向け、新橋の完成後に旧橋を撤去する予定などです。

第 2 回は、平成 25 年 8 月 30 日に開催し、内容は、前回の説明会に出された意見をもとに、新橋をどの位置にかけかえるかを検討し、説明しております。ルート 1 では、現橋と同じ位置に

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

かけかえる案。ルート 2 では、第 1 回の説明会で説明した現橋の上流側にかけかえる案。ルート 3 では、現橋の下流側にかけかえる案。安全面など総合的に判断して、ルート 2、現橋を上流側にかけかえる案で参加者の同意を得ております。

3 回目は、平成 26 年 3 月 28 日に開催し、内容は、前回の説明会の検討事項として、宅地への影響を知りたいという意見があり、計画道路の高さや、西川の堤防から約 3 メートル上がるなど、各位置からのイメージを立体画像、3D ですね、立体的な表現で説明を行っております。

第 4 回は、平成 26 年 1 月 11 日に開催し、取り付け道路計画や道路の高さなどを説明し、計画どおりに進めたとのことで合意を得ています。以上が工事説明の概要でございます。

次に、グレードアップに関するワークショップについて御説明をいたします。

西祇園橋のグレードアップについては、5 月から 6 月にかけて、地元の各種団体関係者の推薦のもとに、3 回開催しました。ワークショップの内容は、豊富な観光資源との調和をコンセプトに芦屋橋やなみかけ大橋を見学し、親柱、照明、高欄などアイデアを出しながら、素案の作成を行いました。現在、その素案を県に対して、詳細設計と整合性、材質、概算費用などを精査、検討していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

ありがとうございます。それですね、いろいろな議会だよりとか資料等を開示ないしは資料請求等でいろいろ調べてみたんですが、今おっしゃったように、もう平成 22 年度ごろからですね陳情とかさまざまな県に対して、また国に対して要望等を出されておるようですけど、最初に要望書を提出したのはいつのことでしょうか。要望書ですね。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

要望書につきましては、福岡県議会県土整備常任委員会についてですね、平成 22 年 1 月 14 日にですね、提出しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

本議会で平成 15 年と平成 19 年の定例議会で、ある議員がですね、一般質問を行っております。

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

その議事録を読むと、その議員のかけかえの必要性については思い入れがよくわかります。私も現地に行けば非常に老朽化し、そして塩害等により腐食が進んでいる。そういう意味で、今、平成 22 年でしょうか、そういう陳情や要望書をですね、出されたことについては非常に、この執行部としてはよく頑張っておられるなというふうに思っております。それで、そういう陳情書や要望書を出されてですね、その後の経過について議会等で説明したことがあるのかどうかお聞きします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

私が知る限りでは、全協説明を、過去の、調べ見たんですが、現在のところですね、全協では説明していないというところでございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

ということは、ことしの 8 月 25 日に総務財政常任委員会で開催されたんですが、その平成 22 年、3 年、4 年、5 年、6 年ですね、そういうふうなときには、私も総務財政委員会におりましたけど、そういう話を全然聞いてなかったものですからね。結局は 8 月の 25 日に総務財政委員会で、今、話されたような、きめ細かい話をされたということではないんでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

臨時総務財政常任委員会につきましては、今年度ですね、西祇園橋のかけかえに関するグレードアップを行ったということで、それについてですね、全体的な西祇園橋のですね、進捗状況ですね、説明したところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

北九州県土整備事務所の協議記録とかですね、町の資料、そして地域住民の声を、生の声を聞けばですね、この西祇園橋建設について、ルート 1、2、3、今、皆様方のお手元に配付しておりますルート比較表というのがありますが、こういうことがですね、もう平成 24 年の 11 月 3 日に住民説明会があっているわけですね。そしてグレードアップのための話し合い会が、ワー

ワークショップが本年の 5 月 6 月にかけて 3 回やっている。そういうことについて、なぜ、議会にね、そういう進捗状況なり、そういう背景とかですね、そういう説明をなさらなかったのかなど、こう思うんですね。

それで、住民の声がどれだけ、その住民説明会の 1 回から 4 回までである中で、そういう協議議事録等を見ますと、みんなが仲よく暮らしているので、住人が立ち退きにならないように検討していただきたい。そうなければ明日から眠れなくなる。つまり、その区域の方々が立ち退きをされるわけでしょうけれど、できるだけ立ち退きにならないような方法でやってほしいと。やはり、その区、区長さんが言われたのか、その地域の方がもちろん言われたわけですけども、そういう願いが、そういう声がいくつかあるわけですね。

それから、その太鼓橋。今現在の橋よりも 2.5 メートルほどでしょうか、高くなるということで、太鼓橋のようになるのではないか。取りつけ先を今の橋のつけ根に持ってくれば、平坦な道で、橋で利用できるのではないか。芦屋橋は、現在の芦屋橋ですね、勾配が大きく、高齢者やそれから自転車で通う人たちにとって非常に勾配が高くてきついと。この、やはり生活者の声ですね、本当にこの橋のルート 1、2、3 にしてもですね、反映されているのかと。また、こんなことも書かれていますね。地権者に説明がなく、図面を描いて道路が上がると説明されてもいいよとはならない。まず地権者に話すべきではないかというような疑問の声。そして、ルート 1、ルート 3 のほうがいいのではないかというような反対の声もあるように、議事録から見ればですね、推察されます。結局、今、先ほど言われたように、ルート 2 が了承されて、平成 26 年度から用地買収を開始しましたと。しかしながら、現在、用地買収等は完了はしていませんというような県の回答を聞いております。ある住民からこんなことをぜひ聞いてくれということで、県のほうに問い合わせしたんですが、しかし、残念ながら疑問点に答えることができませんでした。どういうことかということ、立ち退きの場合、商売を行っている店については、立ち退きの補償と営業補償もあると聞くと。この立ち退きの対象になっているでしょう、はたの石油店、このはたの石油店のタンク除去費用は通常は営業しておれば営業補償を行い、事業者が撤去すると。ガソリンスタンドのタンク除去費用は、1,000 万円は下らないと言われていていると。現在、閉店状態であるが、県はどうするのかというふうなことを聞かれたものですから、県のほうに問い合わせしましたが、個人情報保護法によって答えられないということでした。当然でしょう。そういうことで、ある住民にはですね、そういうように答えることができなかったと。疑問点に答えることはできなかったということを説明しております。

それで、グレードアップのワークショップがですね、皆様方に配付しております資料の最後のページにあるんですけど、これはルート 2 の写真ですね。こういうふうになりますよ。約 2.5 メートルほど、今の、現在の高さより高くなるということのようですが、そのためにこの川の

つけ根からですね、かなりの手前、両サイド手前から橋ができますので、勾配が非常に高くなる。大きくなる。太鼓橋のようになるのではないかなというような不満、不安の声もあったようです。右のほうからですね、親柱が花火のようなもの。そして照明灯が芦屋釜。高欄のデザインパネル、こういうようなことをワークショップで3回にわたって、このようなものを選んだということなんです。私たちは議員としてですね、こういうような話があるということを聞けばですね、我々も何らかの形で調査することもできたんだろうと思います。意見も述べただろうと思います。

それで、私はこのグレードアップの必要性が本当にあるのかなと。高度経済成長時代ならまだしもですね、今の時代は、非常にもう変わりました。少子高齢化社会の中でですね、確かに芦屋町の名将、史跡、そういうものがありますが、それをこの中に埋め込むということについても非常にいい案ではありますけれども、町が示しているスタンダード、標準のそういうパネル、それから親柱だって立派なものです。数千万円かけて、芦屋町も4割、5割負担するんでしょうけれど、本当に必要なのかなというふうに思ったりもします。

それで、質問ですけども、県の話では補償対象物件、建物が9件あるそうです。土地の所有者も十数名いらっしゃるようですが、用地買収がいまだ完了していない現在、補償対象者と移転補償の金額や移転先などについて納得していただくように交渉しているという説明でした。そこで、町が主催したグレードアップのためのワークショップは、移転補償の金額や移転先が決まっていない用地買収の対象者の気持ちを考えると、用地買収が完了した後に進めるべきではなかったかと。円満に解決できる話もうまくいかなくなる場合もあるのではないかなというふうに危惧します。だから用地買収が終わってからね、わずか1カ月の間に3回もやったんでしょ。だったら終わってからやればいいじゃありませんか。ということでですね、なんでそんなに急いだのか。質問です。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。グレードアップの検討につきましては、平成26年度にですね、グレードアップを検討するという町の方針に基づいてですね、行った次第でございます。その中でですね、県との調整の中で、なるべく早くですね、グレードアップについての素案をですね、出してください。設計もその辺で合わせてですね、調査検討するというので今年度早く、そして今年度中にですね、それについての協定書をですね、締結したいという県の考え方でございましたので行いました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

県もですね、精力的にそういう対象者の方にはですね、円満な解決をとということで頑張っておられますけれど、一方ではね、そういう工事ありきという形で進められるとですね、やっぱり心証を害するんだらうと思いますよ。その地主さんのほうはですね。やっぱり悩んでおられると思うんです。やっぱり移転先もまだ決まっていない、買収金額の金額もまだよく判断できない。そういう中で地域の住民が、代表者の 11 名の代表者の方々ですね、もうグレードアップのためにですね、そういう話があると追い詰められるじゃありませんか。そういう町民の声をですね、地主の声をやっぱり反映してほしいと思います。

2 番目ですけど、西祇園橋かけかえは事業主体が県であれ、行政区域は芦屋町です。執行部が議会等に情報を事前に提供し、共有し合えば、祇園橋かけかえのための議会調査特別委員会などを設置して、生活者の視点に立って工夫し、知恵を出しあって、町民の声が反映されるように議会としても取り組み、県に対して意見や要望を述べることができたはずですよ。まさに協働のまちづくりではないでしょうか。今回もまた、町のかかけかえ工事の進め方は、行政主導型であり、住民参画まちづくり条例の趣旨に反しており、まさに議会軽視、町民を置き去りの町行政と言わざるを得ません。課長はこのことについてどう考えていますか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

このことについての御説明を全協でやっていない、これは確かでございます。この件についてはまだ、今、妹川議員がおっしゃられたように、買収等も完了していない中でということでございますので、差し控えておりました。最終的なグレードアップの内容についても、まだ最終決定をしておるわけではございませんので、今後その辺が完了し、きちんとした態勢で建設ができるようになった時点ではですね、皆さん方にきちんと報告をしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ次に行きます。特別養護老人ホームについてです。私はこの特別養護老人ホームについて、今日まで、福祉課の不適切な処置と疑惑を正すために再三、質問をしてきました。これは議員としての務めと考えております。本日は 3 点に絞って質問をいたします。

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

平成 25 年度の特別養護老人ホーム申請事業者の選定委員会が平成 24 年 11 月 22 日に開催されています。この選定委員会において、事業者が提出した書類の中の役員名簿は選定委員会に配付したのかとの質問に対し、吉永福祉課長は「事業者が提出した役員名簿を含めて、全部の資料を提供した。」と、さきの 6 月議会、9 月議会で答弁しております。私は、この、事実かどうかを確かめるために、選定委員会の会議録を請求しております。この 25 年度は慶愛優、いわゆる若松歯科さんですね、と孝徳会の 2 社が応募しております。御存知のように、孝徳会は、なりすまし同意書を提出するために、分筆した業者です。最終的に町は意見書を出しましたが、県は不採択にした会社ですね。それで会議録を見てみますと、選定委員会のある委員から「若松さんはなぜ役員名簿がないのか。」と。この役員名簿というのは、理事名、評議員会、そういう方々の名前が出た履歴書みたいなものなのですが、その質問に対し、福祉課による司会者は次のように答えています。「名簿については、名前が記載されているということで資料から外した。」と。私はこのような記述文書を見て啞然としました。目を疑いました。吉永福祉課長は「事業者が提出した役員名簿を含めて、全部の資料は提供した。」と議会で答弁していましたが、選定委員会の会議録の内容と異なるけれど、どちらが真実ですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

さきの議会では、選定委員会において事業者が提出した資料は全て提供したと答弁しておりますが、福岡県が指定する様式である社会福祉法人の役員就任予定者名簿及び誓約書、履歴書については選定委員会へ提出しておりませんでした。記憶違いで御迷惑をおかけしたことに對しまして、申しわけありませんでした。

選定委員会へ提出しなかった 3 種類の資料については、特別養護老人ホームと社会福祉法人を新規に設立する場合において、許認可権を持つ福岡県が社会福祉法人審査要綱及び審査基準に基づいて、社会福祉法人の設立の審査において使用するものであって、芦屋町の協議要項に基づく事業者選定において使用しない資料であること、資料には個人名の記載など多くの個人情報が含まれていることから、選定委員会配付資料として除外したものでございます。

なお、芦屋町は、事業者からの協議を受け付けるに当たり、社会福祉法人の設立に係る資料を含め、全ての資料が提出されていることを選定委員会に報告しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

新規の場合は、そういう名簿は提出しないで、配付しないでいいという簡単に言えば、そういうことですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

言いました 3 種の資料につきましては、芦屋町が協議要項に定めた事業者において、事業者を選定するために必要な資料ではない。福岡県が社会福祉法人を認可するときに審査するときの資料でございます。そのために除外したものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

よくわかりませんね。この選定委員会の資料ですか。資料には、評価の基準として、役員の理事会理事、そして理事をチェックする、そういう評議員名、そういうものは非常に大事であるから、評価基準のものであるというような書かれていながら、それを出さないということは非常に、意図的に排除したような感じがするわけですがけれども。そういう新規事業者であるから、また社福ではないから、だからこそ、そういう理事やそういう評議員名を出すことによって、その事業者の理事、役員の方々がどういふ方々が賛同しているのか。ないしはその中の条件として、その役員名、評議員の中に暴力団とか、そういうさまざまな悪影響のあるような人がいるかいないか、そういうことを審査するのが審査委員会であり、そういうことをやるのが当然の義務ではありませんか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、最後に申されました暴力団の関係と言われるのは、芦屋町の協議要項ですね。その当時つくっております協議要項には、そういったものに該当しておればですね、応募できませんよということで、その点については、全て関係者の方は理事、役員問わず、申請者自身ですね、全て警察署のほうには照会させております。ただし、いわゆる社会福祉法人の理事にどなたがなられる予定なのか、評議員にどなたがなられる予定なのか。そういったものは先ほど言いましたように、平成 25 年度高齢者福祉施設等整備施設に係る協議手続、この中について福岡県の事務として規定されてありますので、うちの方には特段は関係ない。そこら辺で審議するものではございません。芦屋町で審議するものは、平成 25 年度芦屋町福祉施設等の施設整備事業者協議要項ですね、

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

先ほどから協議要項と言っておりますけども、ここで審査項目として施設整備の必要性、それから運営方針ですね、地域福祉の取り組み、サービスの質の向上、利用者保護対策、それから資金計画、財務状況ですね、建設予定地、周辺状況等施設整備、創意工夫のある設計、それから取り組みの特徴としてハード、ソフト面を通じて質の高いサービスを影響するための具体的取り組みなどということで審査項目、芦屋町はこれについて一事業者を選定するというので、選定委員会を開いております。そのための設置目的が選定委員会ですので、当該資料については、当日は用いられる必要はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ 25 年度はそうやって名簿を外した。外すという必要性があったと。じゃあ 26 年度の慶愛優とソレイユとの場合はどうなんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

同様でございます。それから名簿につきましては、先ほど申しあげましたけども、社会福祉法人を新たに設立する場合において必要な名簿でございます。従いまして、例えば、ソレイユであればですね、もう社会福祉法人を既に設立しておりますので、提出資料として名簿を出す必要もございませんので、そもそも一方の業者は出す必要のない資料であるということ。そういう意味からも、何と言いますかね、この芦屋町の選定委員会には必要のないという資料だったわけでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私が質問しているのは、平成 26 年度のときに若松歯科、慶愛優の役員名簿も外したということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ちょっとそこら辺は、記憶はございませんけれども、恐らく同様の手続をとられたんじゃない

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

26 年度の議事録には、若松歯科が前回の 9 月議会で延々と手記を述べられましたね。外されたと。個人情報保護法に基づいて、これは外しますというふうにおっしゃったことについては、9 月議会では記憶にありませんと言われて、今も記憶がありませんと言われてましたね。議事録を見てみますとその内容がないんですよ。私は、それは隠蔽工作として、そこの部分を削除したのではないかという疑いを持たざるを得ません。じゃあ次に行きます。時間がないので。

2 番目、平成 25 年 6 月、町は NPO 法人オンブズマンによって、文書非開示事件として提訴され、町は地裁で敗訴。町は直ちに高裁に控訴したが、敗訴しました。その間に平成 26 年 5 月 16 日に提出した町の証拠説明書の中で、吉永福祉課長の名のもとに「某議員が農業者に、建設に反対してくれなどの妨害行為をした」という内容の報告書を提出しています。私、手元にありますが、こういうものをですね、提出しているのですね。裁判所、この控訴はですね、町長の名で弁護士を通して控訴されたわけですけども、なぜこの報告書がですね、町長の名前ではなくて、なぜ福祉課長の名前になっているんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

それにつきましては、当時の弁護士ですね、の指導によるものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

町長にも質問したいんですけど、町長はそのことを当然知った上での、福祉課長の名前で出されただろうと思いますね。まあこれ、刑事事件等になったときにですね、これはトカゲの尻尾切りになるようなものにしてしまったのかなと疑いを持つわけですけどね。非常に不思議でたまりません。

そして、じゃあ某議員とは誰のことを言っているんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

それについては、以前も質問がございましたけども、答えておりませんので、そのとおりでございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

以前ですね、質問したときにですね、2つの理由で回答なされませんでしたね。1つが、私が書いた文章ですから、それをとやかくと言いましょうか、私から質問を受けて答える必要がない。また、私がそれに対して、再度質問しましたら、今、裁判中ですので答えられませんか。そういうようなへ理屈的な発言を答弁されていましたが。もう裁判終わっているじゃありませんか。答えてみたらどうですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、議員が言われたのは、妹川議員がその当時、誰ですかという質問に対しての答えでは、私の答えではございません。その当時の答えとしましては、私の方からは申し上げることができませんということで黒塗りの状態ですということが御回答だったと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私はね、その内容を福祉課長の名前で出したことにも疑問なんですけども、報告書の内容がね、農業者の了解もなし。しかも都合のいいように捏造して、虚偽の報告書を提出した。人権侵害です。もうこれは誣告罪に値するようなものなんですよ。私はこんなことを、平気であなたがへ理屈を言ったり、転嫁したりされてますけど、あなた自身の心。人はだませてもね、自分自身の心はだませられないという格言がありますけど、課長は福祉課長として、人間として、心が痛まないのだろうか。と非常に不思議に思っております。次に行きます。

平成 25 年度の特別養護老人ホーム申請に関して、犯罪行為があったと福祉課長は議会で答弁し、また、裁判所には妨害行為が行われていたという報告書を提出しています。あなたは市民オンブズマンに対して「動かないでください、現在警察が入っています。」とか、私には「特養の選定に対して妨害行為という犯罪行為があった。その犯人の尻尾をつかんだ。警察に資料を提出する準備をしている。」ということを行いながら、手錠がかけられた様子を示し、「妹川議員、

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

深入りしない方がいいですよ。」と、あなたは話をされました。ということで、あなたはそういう警察に出す資料を準備しているということでしたけれども、実際に警察に関係書類を提出しましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

弁護士にも相談したんですけれども、総合的に判断して、告訴には至っておりません。
以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

まあね、当然のことでしょう。そういうことで警察が受け付けるはずもないし、また事実でもない、そういう捏造文書をね、また出してもね、受けるはずがありませんが。

私はですね、個人的なことで申しわけありませんが、私は教育に 40 年間携わってきました。校内の生徒同士の暴力事件とか喫煙、それからいじめ、不登校生徒に対応してきました。早急なる解決を図るために、生徒を追い詰めたりもせず、生徒の言いわけがあっても強く追求せず、みずからが非を認めるまでゆっくりと膝を交えて、また、家庭訪問して家庭と家族と話し合う。そして解決してきたと自負しております。そのためには、ときには生徒の逃げ道を残す方法もとってきました。この手法が、議員と職場の職員にも当てはまると認識しています。私も、この執行部の皆さんに対して、非常に問題点のある発言があっても、それは笑って済ますこともあります。ところが、余りにも言動がひどすぎる吉永課長にはね、どう対応すべきか頭を悩ませているんですよ、私。やはり、自分自身をだまさないような言動をとってほしいと思います。次に行きます。

職員の懲罰の手続について。芦屋町職員倫理条例及び芦屋町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の趣旨に反する職員の懲罰の手続について聞きたいと思います。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町職員倫理条例の第 1 条に目的が書いてありますので、そちらの方を読みながら順次説明したいと思います。

この条例の第 1 条では、「職員が町民全体の奉仕者であってその職務は町民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持・向上に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、も

って公務に対する町民の信頼を確保することを目的」としております。

第 3 条では、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則が 5 項目うたわれております。

1. 職員は、町民全体の奉仕者である事を自覚し、町民の視点に立って、常に公正な職務の執行に当たる。

2. 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない。

3. 権限の行使に当たっては、町民の疑惑や不信を招くような行為をしない。

4. 職務の遂行に当たっては、公私の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む。

5. 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭において行動する。

のどれに該当するのか。また、この倫理原則を踏まえ、職員倫理規則において、職員の職務に利害関係者を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、職員の職務に利害関係者を有する者とのその接触、その他町民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関して、規則で定める利害関係者との禁止行為に該当するものであるのかでございます。

任命権者は、職員が職員倫理規則で定める利害関係者との禁止行為を行っていた疑いがあると思料する場合は、当該行為に関する調査を行い、その結果を職員倫理審査会に報告します。職員倫理審査委員会は、調査結果の報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、任命権者に意見を述べることができます。

任命権者は、職員にこの条例またはこの条例に基づく規則に違反する行為があったと認められる場合には、その違反の程度に応じて懲戒処分等人事管理上必要な措置を行います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今のあれは、（1）言われたんですかね。言動で明らかになった場合。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

明らかになった場合、どのような手順で進めていくのかという形で、それがあった場合には、最終的にはそういう審査会にかかって、懲戒処分に、もし該当するものであれば懲戒処分になることがありますよという形で答えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ 2 番目に趣旨に反する言動によって、町民の人格権や名誉が傷つけられた場合、また町民の疑惑や不信を招くような行為があった場合、町民は町に対して、どのような手続で申し入れができるのか。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

懲戒処分を行う案件が発生した場合には、そういう倫理条例に反する行為や地方公務員法の職務上の義務や身分上の義務違反があった場合は、総務課人事係のほうで対応することとなります。申し入れ等がございましたら、いつ、どこで、誰が、どのようなことがあったという形の中の事実関係等の内容を書面で出していただいて、その確認を行うというような形にはなるかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ、そういうような町民のほうから、そういう文書等で総務課のほうに出された場合は、総務課はその事務局といいたいでしょうか、職員倫理審査条例に基づいて、また懲罰の手続に基づいてどのようにされますか。受け取った場合は。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に事実関係を確認して、それがどうなのであるかという判断を行って、それが職員倫理条例に報告した、審査会にかけた方がいいという案件であれば、審査会にかけていただいて、審議というか意見を聞くことができるという形になっておりますので、意見を聞くという形になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私がですね、なぜこのような質問をするかと言いますと、今、職員倫理条例をずっと読んでおられましたけども、職員は町民全体の奉仕者である。そして町民から負託された公務である。職

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

員の職務に倫理の保持・向上に努める。町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ること。町民の信頼を確保すること。そしてこの条例については、職員ですから、町長や執行部は除かれるということですが。町長は職員倫理条例の最高責任者として、条例の趣旨に従って、人格高潔さのもと、率先して模範を示し、そして職員に注意を喚起し、公正な職務の遂行の確保に資するために啓発等必要な措置を講じるというものだと私は感じております。さきの地方公務員法第 29 条によって、平成 21 年 5 月には建設工事担当者による競売入札妨害事件が発生しまして、そして停職。そして最後には、最終的には町行政の最高責任者の町長や副町長も減給の措置を取られたようです。その後、刑事事件として有罪判決を受けて、失職したというふうに聞いています。

また、平成 24 年 10 月には教育委員会の職員の不祥事事件で懲戒処分の事件があったと。それでこの職員の倫理条例や懲罰の手続のことについて職員が一丸となってこの、職員が町民全体の奉仕者であるという認識のもとにですね、働いてある方もたくさんいらっしゃると思いますけれど、私は 1 つ、2 つ質問をいたします。

吉永課長のこれまでの言動は、さきの 2 人の被処分者に比べものにならないほど悪質極まりない言動です。先ほども議会で間違っておりましたと。私は 6 月議会、9 月議会でちゃんと再度質問し、確認したんです。全部に、皆さん方に配付したと。これは簡単にね、訂正しますだけでは済まされませんよ。

そして、教育長にお聞きいたします。この懲罰、職員の懲罰の手続については、教育長が責任者と聞いております。それで教育長にお聞きしますが、吉永課長は、町民を陥れるために裁判所に捏造した虚偽の報告書を提出した。また、職務専念義務違反と思われるような言動を行ってきております。また、町民や議員を威圧する、あるまじき言動は公務員として資質を問わなければなりません。吉永福祉課長に対して事情聴取を行ったことがありますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そういう事はしておりません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

ぜひですね、あの私は議会でさまざまな資料を提出し、また、吉永課長の名のもとに提出した裁判所の資料の中の報告書ですね。それから、孝徳会の場合に、隣接地権者の地主の件は分筆して、それをなりすまし同意書として認可していると。まあこれを県が認めたからとかいうふうに

平成 28 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

転嫁しておりますけれど、そういうさまざまなものを議会ですべて言っていますし、資料も提出しております。ぜひですね、事情聴取をしていただきたいと思っています。

もう 1 点ですが、町長の 6 月議会での妻のうわさ発言は、芦屋町個人情報保護法や地方公務員法の秘密を守る義務違反と私は考えます。公務上知り得た情報を漏洩した町長に対して、事情聴取を行ったことがありますか。教育長。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ありません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私たち議員はですね、町民から知り得た情報が仮にうわさであっても、疑惑につながる内容であれば、町執行部に対して、町に対して確認し、正すことが議員の務めです。歴史は繰り返すと言われるが、いつの時代においても権力が絶対的に腐敗するとの格言があります。これはもう全国の自治体や首長や、さまざまな、今、事件になっていますね。そういう権力は絶対的に腐敗するとの格言があるんです。だからこそね、権力が腐敗しないために、議員が積極的にチェック機能を果たす責務があるんです。逆に言えば、町長執行部が、首長がですね、議員がそういうチェック機能を果たすことが、その首長の務めを、町政や県政を反映できる、県民のために町民のために反映されていくわけですから、むしろありがたいと思ってほしいと思うのです。そういう意味で議員は積極的にですね、そういううわさであれ、疑惑につながるようなものがあれば、それを正して、そして執行部がそういう事は一切ありませんと、こういうふうに言われれば、それで結構なんですね。

また一方、執行部の皆さんを初め、職員はお互いに自浄作用を高め合うことが求められます。不祥事が行われないよう、芦屋町職員倫理条例の趣旨を徹底的に啓発し、綱紀粛正を図るべきです。また、加えて、町行政の透明性を高め、常に町行政が適切、適法かつ公正なものに保つために、公益通報者保護法いわゆる内部告発者保護法に基づいて、条例制定を検討すべき時期と思います。けさの新聞にもそういう内部告発者保護法に基づいてということで、これは企業に対しての新聞記事でしたけども。今、消費者庁もですね、各自治体にもそういう条例制定の動きを進めております。芦屋町は残念ながら、いつでしたかね、私、一度そのことについては、そういう回答を得ておりませんが、ぜひですね、消費者庁が進めていく条例制定をね、検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

内部通報の件でよろしいですかね。いわゆる法律の中でそれについては、対応できると考えております。したがって、法が認めておる以上は、総務課のほうに通報があった場合は、その内容として対応するという事は可能と思います。ただし、前回、一般質問でもなんかこの件についてございましたが、今、これを具体的にどうこうするかということは、私どもの条例または規則、要綱いろいろございますので、その中で総務課の方で検討しておるといふ段階だといふふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今ですね、そういう公益通報者保護法の中で、各自治体がですね、内部告発者保護法を今策定しております。そして、これをですね、その審査する方々は、弁護士とかですね、いわゆる部外者の方々が入って、秘密を完全に守るといふことで。今、例えば口ききですね、口ききからこういふことのお願ひがあるからといって、議員さんを通して行政に申し入れするわけですね。もちろん区長さんを通してもらいたいという町の気持ちもわかりますが、議員さんが、私も 1 度、2 度それはあります。例えば、組に入っておられない方、組に入っておられないものですから、区長を通して話したらどうですかと、自分が区に入っていないから、区長を通すのは難しいといふことで、私が話をしたことが 2 度ほどあります。町としてはすぐにですね、対処していただいたわけですけど。

今、ある自治体はですね、そういう私の場合も口ききになったのかもしれませんが、そういうことを必ず誰々議員からこういうような要望、こういう話がありましたといふことをネットで出すんですね。ネットで出すんですよ。今まで、ある自治体はですね、そういう議員さんやら、また関係の団体からですね、口ききのようなものがあつた際、かなり数があつて、それで職員の方が非常に大変な迷惑をかけるといふか、できるものならともかくできないものまでですね、やられたら困りますから。そういうのがあつて、そこの執行部はそれをネットで出したわけですよ。そうしましたら、そういう議員からの、関係団体のほうからですね、そういう口利きとなるのかならないのかわかりませんが、そういうものがゼロに近いようになりましたといふことでした。芦屋町がそういうまた口利きのようなものがあるのかどうかかわかりませんが、公正さを保つためにはですね、そういうものも必要ではないかと。もちろんそこの自治体は、内部告発者保護法に

基づき制定されております。

私たちは、町民から負託を受けている議員です。町長もですね、そういう負託を受けて、芦屋町政をともに行っているわけですが、私はよくこういう話を聞きます。執行部と議会は車の両輪であると。私は間違っていると思うんですよ。私は、芦屋町の執行部が適正な町政を、町行政を行ってもらうために、議会はチェック機能を果たすと。だから両輪ではあってはいけない。もちろん私たちが、執行部が決めたことに対して、提案されたことについて、もちろん正しいことであれば賛成をいたしますし、そうでなければチェック機能を果たすということですね、あくまでも車の両輪ではないんだよと。まあそういうことで、私たちの議員としての姿勢を保つ必要があるのではなかろうかと。そのことによって権力が絶対的に腐敗するということをなくしていく。そういう意味で両輪であってはならない。また、町長としても先ほど言いましたように、そういうあらゆる問題について指摘をしていただきたいというような、そういう立場を、信念を通していただきたいというふうに考えます。

時間が来ましたので、妹川の、これの一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。